

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年3月10日（月曜日）

開会 午前 9時59分

閉会 午前11時37分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	政策調整課長	林 啓 二
財政課長	岡 真 里		
文化スポーツ部次長	小 原 純 子	スポーツ振興課長	高 谷 正 樹
文化芸術課長	岡 本 紀 子		
保健福祉部長	横 田 優 子	健康医療課長	白 神 洋
健康医療課主幹	今 若 睦 也	健康医療課主幹	竹 下 あけみ
福祉課長	小 野 玲 子	こども課長	木 田 美 和
長寿介護課長	小 原 靖 子		
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	教育総務課主幹	高 谷 直 樹
教育総務課主幹	佐 藤 亘	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	こども夢づくり課長	大 西 隆 之

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和7年3月10日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会
委員長 溝手 宣良

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第8号））	承認すべきである
議案第9号	総社市保健センター条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第10号	総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第11号	総社市人材育成山本あすなろ基金条例の制定について	原案を可決すべきである
議案第12号	財産の譲渡及び貸付について	原案を可決すべきである
議案第13号	総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第19号	令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第20号	令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案を可決すべきである
議案第21号	令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである

議案第 2 5 号	令和 7 年度総社市国民健康保険特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第 2 6 号	令和 7 年度総社市後期高齢者医療特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第 2 7 号	令和 7 年度総社市介護保険特別会計予算	原案を可決すべきである

開会 午前9時59分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第8号））の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この専決処分は、令和6年度総社市一般会計補正予算（第8号）であり、物価高騰対策として国が閣議決定した給付金を支給するもので、早急に補正予算の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年1月7日に専決処分をしたものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。

まず、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ384億7,900万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書10ページ、11ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費2億4,931万2,000円の増額は、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円と、扶養している18歳以下の子ども1人当たり2万円を加算して支給するために必要となる予算を計上するものでございます。第3節職員手当等から第13節使用料及び賃借料までは、物価高対応支援給付金の支給に必要な事務的経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、給付金の対象となる非課税世帯を7,000世帯、また子ども加算を1,100人と見込み、2億3,200万円を計上するものでございます。

第13款予備費につきましては、予算調整でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページへお戻りください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金2億4,900万円の増額は、財源調整でございます。

なお、本事業につきましては国からの財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付される予定ですが、交付決定の後に歳入予算へ計上することとしております。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）につきましては、物価高対応支援給付金の申請期間が令和7年7月31日までと定められていることから、令和7年度に申請受付を行うため繰越明許の措置を取りまして、それぞれ記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 これはもう専決処分をしたものなんで、この事業はやるんですけども、内容について少しお聞かせください。

今回この給付金が総社市公式LINEのプッシュ型通知サービスでの支給もされるというふうな対象だったんですけども、プッシュ型で申請された方の数を教えてください。

また、郵送でも通知していると思うんですけども、郵送から支給となった方、どれぐらいの割合がいらっしゃるのかというところ、あとは今回対象者の中には家計急変世帯というのがなかったというふうに見受けられるんですけども、そういった問い合わせはあったのかの3点お聞かせください。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

スーパーファストパスの申請のほうは、御案内は404世帯にさせていただいて、返ってきた申請が314世帯でございました。

それから、確認書と郵送で御案内した6,517世帯のうち、今まだ支給の途中でございますけれども、3月6日時点で5,597世帯の方に給付をしております。

また、家計急変でございますが、今のところ御質問というかお問い合わせ等は受けておりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第9号 総社市保健センター条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 議案第9号 総社市保健センター条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

条例の改正理由でございますが、このたびの改正は、新庁舎の建設により現在総社市保健センターで行っている健康診査等の事業を新庁舎で行うことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容を改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開き願います。

名称及び位置について定めております第2条におきまして、改正前にあります総社市保健センターの名称と位置に係る記載を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、改正後の条例は令和7年4月21日から施行することといたしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 すみません、市役所の中に入るといふうになると、そのときのこの別団体に対する費用負担はどのような取り決めがあるのか、答えられますか。

○溝手宣良委員長 すみません、条例。

○村木理英委員（続） そうということが全く条例にうたわれないんですけど、今までの経緯を見たら。それは問題ないですか。

市のものだから問題ない、ということでもいいですか。

○溝手宣良委員長 ですね。総合福祉センターじゃなくて保健センターだからいいですね。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第10号 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 議案第10号 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この一部改正につきましては、重度の心身障がい者等に対する医療費の公費負担において精神障がい者を受給資格者に加えることに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正前後表により御説明いたしますので、1枚お開き願います。

まず、第2条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、適用する項番号を改めるものでございます。

別表第1は条例の名称を改めるもので、別表第2は事務に利用する特定個人情報の範囲として太線で囲んだ部分を対象に加え、その他関係条文を整理するものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第11号 総社市人材育成山本あすなろ基金条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、議案第11号 総社市人材育成山本あすなろ基金条例の制定について御説明をいたします。

本条例は、本市市民であります山本啓典氏及び紀久子氏からの寄附金を原資とし、未来を担う人

材の育成のための事業の経費に充てるため基金を創設しようとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、条例本文を御覧ください。

第1条は基金を設置する目的を定め、第2条から第6条までにおいて管理や処分などの基金の運用方法に関するものを定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 この設置の目的の中に本市が行う未来を担う人材の育成のための事業に必要な経費とありますが、今のところこういう事業に充てたいとか具体的にどういうことを想定をされているのか、お聞かせください。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 寄附者の御意向をお伺いしたところ、将来を担う人材が育成されるということを望まれております。具体的には、この後一般会計の当初予算のところでも御説明させていただこうと思っているのですけれども、学力それから学習意欲のある若者が家庭の経済的な理由で大学進学を諦めてしまうケースがあるということがございます。そういった方に対しまして学びの機会の提供の支援をするということで、給付型の奨学金を制度として実施してくださいという、そういう御意向をいただいております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 そしたら、大学進学の奨学金的なものというふうに考えたらいいですか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 そのとおりでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 大学に進学したときの大学の奨学金に充てるとしたときに、勉強意欲がある方を応援するということですか。それとも、総社市としてこういう人材を育成する必要があるというふうに考えて、それに合致するとか、そういう考えはないですか。個人が勉強したいということが優先なのか、市としてこういう人材が欲しいから支援するというのか、お答えください。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 具体的な詳細はこれから詰めていくんですけれども、基本的には家庭の事情で大学進学を諦めてしまう、そういうことのないように来年度、今年の秋頃から奨学生の募集をいたしまして、年内には決定したいということでございます。そういったこともありますので、特にこちらからこういった人材でということで当てはめるのではなくて、学習意欲のある方が奨学金の公募をかけたときに応募してきてくださって、その中から選考するという流れを想定しております。

以上です。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 分かりました。私が申し上げたいのは、これから人口が減っていくとか、地域のいろんなローカライゼーションがなかなか整わないという人材が欲しいわけです、地域は。だから地域にこういう人材が欲しいから、だから大学、例えば東京へ行っても、こっちへ帰ってくるというような形のものに描いていくという必要が総社市としてはあるんじゃないかと、総社市が人口流出を促すようなことになっちゃいけないと。それは文言には書けないかも分かりませんが、その辺は根底に考えとして持つべきじゃないかなと、そのように思います。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 今回の御寄附のお話をいただいたときに、様々な事柄といいますか、こういったものに充てたらいいのか、奨学金に限らずですけれども、そういったことを寄附者の方とも協議をして検討してきたところでございます。例えばU I Jターンでこちらへ帰ってくる方に、例えば奨学金の返済の援助とかというのをしたらどうかというふうな提案もこちらからさせていただいたんですけれども、寄附者の強い御意向がございまして今回給付型の奨学金にしようとするものでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第12号 財産の譲渡及び貸付についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 議案第12号 財産の譲渡及び貸付について御説明いたします。

このたび総社市立中央保育所を公私連携型保育所へ移行するに当たり、公私連携保育法人が当該保育所における保育等を行うため、財産を譲渡し、及び貸し付けようとするものでございます。

まず、1、譲渡する財産につきましては、園舎などの建物でありまして、所在は総社市駅南一丁目8番1、価格は4,444万円でございます。

次に、2、貸し付ける財産につきましては、土地でありまして、所在は総社市駅南一丁目8番1、総社市駅南一丁目8番6、貸付期間は20年とし、価格は無償としております。

3の譲渡及び貸付の相手方につきましては、総社市井手979番地の1、社会福祉法人総社福祉会、理事長川田幸治氏。

4の譲渡及び貸付の時期につきましては、令和8年4月1日としております。

なお、建物及び土地の概要を議案の後ろに参考資料として添付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○溝手宜良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 まず、譲渡金額4,444万円というのは適正かどうか、その金額の根拠、それと公私連携保育所というのはどんな保育所なんでしょうか。公立保育所と私立保育所とどう違うのか、お答えください。

○溝手宜良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらの価格、4,444万円につきましては、市のほうで鑑定士に鑑定していただいた建物の評価額、こちらに園の建設した場合の施設整備交付金の法人負担割合であります4分の1、こちらを乗じた額を募集要項のほうでは最低売却価格と提示しておりました。このたびの法人の価格がこちらの同額という形になっているところでございます。

また、公私連携型保育法人につきましては、民設民営という形にはなるんですけれども、公私連携型ということで市と法人側と協定を締結させていただきまして、市のほうが一定の関与を行っていくというものでございます。事業の開始の時期、利用者の不安等もございますので、そちらの不安の軽減や事業者の運営に係る保育の質の向上、また確保、こういったものは公私連携を通しましてつなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 これは国からの私立保育所に対する同等の補助金は得られるというふうに考えたらよろしいですか。

それと、これ平成16年ですか建築されたのが、老朽化してくると。そのときに修繕とかが出てくるというふうになると思うんですけど、修繕は今後法人が行うというふうに考えたらよろしいですか。法人がやることによって市の負担が減るとか、そういうふうに考えたらよろしいですか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

こちら、国庫補助につきましては民間の保育所と同等の額が補助として見込まれることになっております。

また、修繕につきましては、今のところ協定の協議中ではございますけれども、令和8年度以降につきましては法人側の修繕という形に考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第13号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。

議案第13号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

この条例改正につきましては、内閣府令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が

改正されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

主な改正の内容でございますが、1枚お開きいただきまして、改正の前後表を御覧ください。

まず、第17条、食事の提供の特例につきましては、利用乳幼児に対する食事の提供を当該事業所での自園調理ではなく、他の施設で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士による配慮について、栄養士又は管理栄養士による配慮に改めるものでございます。

1枚お開きいただきまして、第30条、第32条、第45条及び第48条で定める各事業所における保育士及び保育従事者の配置基準のうち満3歳以上満4歳を満たない児童につきましては、おおむね20人つき1人をおおむね15人につき1人に、満4歳以上の児童につきましては、おおむね30人につき1人をおおむね25人につき1人と改めるものでございます。

また、附則でございますが、第1項では施行期日を令和7年4月1日とし、第2項では経過措置としまして保育所及び保育従事者の配置基準に関しては保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定を適用せず、改正前の規定を効力を有することとしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 30人だったものが25人につき、20人だったものが15人につき1人となると、かなり手厚い体制になると思うんですが、管理栄養士又はになっていますが、かなりの人数が増えると思うんですが、この人員不足はおおむねしばらくの間どうなっていますか。それから、どの程度の期間で、できるだけ早く人員を確保する、確保できた時点でこの条例どおりということですか。それとも、確保できるまではおおむねがずっと続くのか、その辺の計画的なことはどうなんでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの家庭的保育事業等となっております、こちらなんですけれども、家庭的保育事業、また小規模保育事業、事業所内保育事業、こういったものがこの条例の対象となります。ですので、民間の保育所等はこちらには該当はしないんですけれども、そういった取組、事業がこちらの条例の対象となってきます。

こちらにつきましては、今総社市内で4施設ございまして、その4施設については0歳から2歳児の預かりという形をさせていただいておりまして、こちらの条項の体制の内容、要は3歳以上の配置基準、直接該当はしないんですけれども、こちらにつきましても今後こういった事業が発生しましたらこの体制でしていただくというような形にはなってくるかと思えます。現状では対象の施設はございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第19号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 議案第19号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）につきまして、当委員会の所管する部分について御説明申し上げます。

便宜歳出から説明申し上げますので、予算書の14、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料17万円の増額は、令和5年度特別障害者手当等給付費国庫負担金の実績額確定に伴う返還金でございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額1億8,997万1,000円の減額につきましては、第3節職員手当等から第18節負担金、補助及び交付金までは、低所得者支援給付金支給事業終了に伴う額の確定により説明欄に記載のとおりそれぞれ必要額を減額しようとするものでございます。第27節繰出金の減額は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして、額の確定により説明欄に記載のとおりそれぞれ必要額を減額しようとするものでございます。

次に、同款第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の6,230万円の減額につきましては、総社中央小学校区放課後児童クラブの施設整備について児童数の推移や受入学年の拡充について再検討した結果、十分な工期を年度内に確保することが困難であることから令和7年度において整備することとしたため、本年度の予算を減額するものでございます。

続きまして、第10款教育費について御説明いたします。

議案を1枚お開きいただきまして、18、19ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第2目事務局費、第3節職員手当等500万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当を計上するものでございます。

続きまして、予算書20、21ページをお開きください。

同款第6項保健体育費、第3目体育施設費、第10節需用費1,959万円の減額は、総社市スポーツセンターきびじアリーナ照明改修の入札残額について減額しようとするものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 続きまして、歳入について本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目民生費国庫負担金、第1節社会福祉費負担金656万3,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

同款第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金2,553万7,000円の減額につきましては、歳出で御説明いたしました事業費の減額に伴う国からの財源の減額でございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第3目民生費県負担金、同款第2項県補助金、第3目民生費県補助金につきましても、国庫支出金と同様に事業費の確定による県からの財源を補正するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債、第3目民生債2,390万円の減額は、歳出で御説明いたしました放課後児童クラブの施設整備の減額に伴う起債の減額でございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち本委員会の所管に属するものは、第3款民生費で、まず第1項社会福祉費、清音福祉センター運営管理事業について、空調設備修繕に係る部品の調達に不測の日数を要し年度内完了が困難なもの及び第2項児童福祉費、都市児童健全育成事業の放課後児童クラブの増設等について関係機関等との調整に不測の日数を要し年度内の事業完了が困難なことから、繰越明許の措置を取りまして、それぞれ記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたします。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、一番上の児童福祉施設整備事業と一番下の体育施設整備事業で、歳入予算の補正に伴い市債の借入限度額を減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、これより質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款項目事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 先ほど繰越明許のところで清音福祉センターの空調設備修繕が繰越明許になっているんですが、何の部品が足らなくて、いつぐらいをめどにできるのかというのを教えてください。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

清音福祉センターの空調設備につきましては、受注生産ということで作るだけですので日数がかかるということなんです。まだ今作っていただいているところございまして、どの部品がというわけではなく、一体的な物なんです。それが完成したら設置自体は2週間程度で設置できる予定ですので、完成が年度内には間に合いそうにないので、この夏暑くなるので、なるべく早く施工できるように工程管理のほうはしていきたいとは思っていますけれども、不測の日数を要しているところでございます。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 そしたら、まだ未定ということでしょうか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 申し訳ありません、今のところは未定ということになっております。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 予算調書の13ページです、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、都市児童健全育成事業、放課後児童クラブの件で今回減額で来年度に繰り越しますよという話なんですけども、来年度の話はこれからの分科会になるのでそのお話はいたしません、今年度の中で総社中央小学校区、正直言ってこの令和6年度の予算が決まってからかなりの時間があつたというふうにはこちらは認識しております。その中で一応委員会の中でも報告はありました。そのときに我々委員からもその位置に建てるのはどうなんだという話もあって、かなりの時間があつたと思うんですけども、運営委員の方とそこで運動場を使われる方もいらっしゃると思うんで、学校との話、またいろんな社会教育体育ですとかいろんな野球をされてる方とか、そういった方々の話し合いというのがどれだけ行われて、この話がここまでずれ込んでしまった理由、改めてお聞きしてもよろしいですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えします。

各グラウンドを使う団体の代表者の方ですとか児童クラブの運営の方等々と協議を重ねてまいりました。その中で一番は、令和6年度の当初に計画をしていた建物の構図では、最終的に全学年までの児童を受け入れるということではなかなか児童の推移、また児童クラブの利用率の想定以上の増加というところで非常に困難であるということが判明いたしました。それをもちまして、施設の受入れ人数の増という形の施設を建てるというふうに話を進めてまいったところ、設置場所ですとかどういった大きさのものを建てるのかという協議に不測の日数を要したというところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 御答弁ありがとうございました。その中でもありました全学年を入れるようにというふうな方向転換というのがいつ行われたのかというのもローテーションをなくすためとかだったような気もするんですけども、その話合いがどのタイミングで行われた、もともと最初からそれを予定してたんですよというのであればいいんですけど。あと文教福祉委員会でも報告されましたが、その位置になると野球のバックネットを移動させなきゃいけないので、言えば運動場の面積も小さくなると、それはどうなんだという話もあったんですけども、そこら辺というのものがあって、言えば本当に先ほど言ってた令和6年度にできなかった反省点というような言い方になると思うんですが、そこら辺詳しくお話を聞かせていただいてもよろしいですか。

○溝手宣良委員長 教育長。

○久山延司教育長 文教福祉委員会で図面というか簡単なこの位置に建てようと思うというのは、あのときに示させていただいたのは横につけるといいますか、今ある建物の西側につける図になっていたと思います。そのときに、スペース的に狭い、全員6年生までを受け入れるには不十分だということで検討しているというようなお話をさせていただいたと思います。これが、ほかの今欠席ローテーションをしているようなクラブをどういうふうにしていくか、本当に急激にニーズが高まったものですから、どういうふうにしていくかということを検討しておりました。一応もう中央小学校についてはあそこしか場所がない。あそこへすると別の問題もあるんです。というのは、保護者の送り迎えのスペースとして使っている場所に建物を建てるということですから、保護者にも不便をかけるということで、いろんな問題もありながらそれでもそこしかないなという一応の結論に至っておったんです。

だけど、ほかのところも一緒に考えていく中で、これはもう私がこれじゃ駄目だと、将来のこと

を考えると6年生までどこも受け入れていけるようにしなければいけないということで、担当者に考え直すように私のほうから申しました。そういうことで、そこから先ほどもありました学校ももちろんですが、スポーツ少年団の運営をされている方、そういう方とも調整をしていった。それから、保護者とも話をしています。それともう一つは、中央小学校、今でも欠席ローテーション、それから今後も一層増えるわけなので、当面今年度間に合わないことが予想されました、その時点で。そこから大きく変えていくわけですので。そうすると、仮のというか完成するまでの間どういうふうにしていくかということも学校と協議が必要だったわけなんです。担当者と一緒に私も見に行って、施設でどこをどういうふうに使っていくか、そのためには簡単な工事も、一時的であっても工事が必要だ、そういうことも含めて完全な見直しでしたのでいろんなところと調整が必要だった、そういうことでこういう結果になったということでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長　では、他に質疑はございませんか。

村木委員。

○村木理英委員　予算書20ページから21ページ、調書28ページ、第10款教育費、第6項目保健体育費、第3目体育施設費、体育施設維持管理経費のきびじアリーナのLEDのですけども、照明改修入札残額の減額とありますけども、これは結局どうなるんですか。いつつけるかということなんですけど、結局。もともと今回入札したLEDの予算はいつ計上されたものなのかとか、その辺の経緯を教えてください。

○溝手宣良委員長　スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長　村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、どうなるのかという、いつ設置を予定しているのかという意味合いと認識させていただきます。設置自体は年度変わった4月、5月の間できびじアリーナのLEDのほうにつきましては設置を完了する予定でございます。

それからもう一点、いつ予算計上したものなのかという御質問ですが、令和6年6月の定例市議会で補正予算として計上させていただきました債務負担行為額1億500万円と、歳出予算額の補正で4,500万円、合わせて1億5,000万円のうちの前金払い分として計上させていただいておりました4,500万円から入札の残額というものを計算しまして減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第20号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 議案第20号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金等の確定により歳入予算について補正しようとするものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額につきましては変更のほうはございません。

それでは、歳入について御説明申し上げますので、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金3,663万3,000円の減額につきましては、説明欄にあります保険基盤安定繰入金より産前産後保険税繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、同款第2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金3,663万3,000円の増額につきましては、先ほど御説明いたしました一般会計繰入金の減少から財源調整のため基金繰入金を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第21号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 議案第21号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金の額の確定等により補正しようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,351万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,490万7,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明を申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金6,351万円の減額につきましては、保険料の収納見込額及び保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料収納見込みにより3,100万円を減額しようとするものでございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目保険基盤安定繰入金3,251万円の減額につきましては、繰入額の確定によるものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第25号 令和7年度総社市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 議案第25号 令和7年度総社市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたしますので、予算書の249ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,300万円と定めようとするものでございます。

それでは、主なものにつきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、262、263ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、国民健康保険事業の運営に係る管理的な経費でございます。主なものとしまして、第1節報酬は会計年度任用職員4名分の報酬でございまして、第2節給料から第4節共済費までは職員9名分の人件費でございます。第10節需用費につきましては資格確認書などの印刷製本費が主なもので、第11節役務費につきましてはそれらの書類等を被保険者に送付する郵券料が主なものでございます。第12節委託料につきましては、制度改正による電算システム改修やレセプトなどの電算処理の委託経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、電算事務処理に係る総社市の基幹システム使用負担金でございます。

第2目連合会負担金につきましては、システムの共同利用や事務委託等による岡山県国民健康保険団体連合会、国保連でございますが、こちらへの負担金でございます。

1枚お開きいただきまして、264、265ページでございます。

同款第2項徴税費でございますが、国保税の賦課徴収に要する経費の計上をしております。主なものとしまして第1節報酬から第4節共済費までは会計年度任用職員2名の人件費でございます。第10節需用費は納税通知書などの印刷製本費が主なものでございまして、第18節負担金、補助及び交付金は国民健康保険税の滞納整理促進に向けた岡山市町村税整理組合への負担金が主なものでございます。

同款第3項運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の委員18名の報酬が主なものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費から、1ページお開きいただきまして、266、267ページの第2項高額療養費、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費まででございますが、被保険者が疾病にかかった際の保険給付について、被保険者数や過去の実績により1人当たり医療費の計上を基に説明欄に記載のとおり計上しているところでございます。

次に、同款第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金及び第6項葬祭諸費、第1目葬祭費につきましては、過去の実績などにに基づき記載の金額のほうを計上しているところでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政の主体であります岡山県への納付金でございまして、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分から、1ページお開きいただきまして、268、269ページの第3項介護納付金分、第1目介護納付金分までの合計で15億5,700万6,000円を計上しておりまして、被保険者が減少する中にありましても高齢化や医療の高度化などによりまして1人当たり医療費が増加しているという現状から、令和6年度と比較しますと4,663万7,000円の増加となっております。

次に、第5款保険事業費、第1項特定健康診査等事業費は、保険者に義務づけられている特定健診や特定保健指導に係る経費でございまして、第1節報酬から第4節共済費は会計年度任用職員1名分の人件費でございます。第12節委託料は健康診査に係る委託料が主なものでございまして、第19節扶助費につきましては人間ドック費用の助成に係る経費でございます。

同款第2項保険事業費、第1目保健衛生普及費、第12節委託料につきましては、医療費通知等の発送、作成に係る岡山県国民健康保険団体連合会への電算処理委託料でございます。

第2目疾病予防費につきましては、第1節報酬から第8節旅費までは会計年度任用職員3名分の人件費でございまして、1ページお開きいただきまして、270ページ、271ページでございしますが、第12節委託料は国保特定健診受診対象年齢前の30歳から39歳の方を対象とした郵送型健診の委託料でございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は被保険者に係る国民健康保険税の過年度分の還付金等でございまして、第9款予備費につきましては予算調製によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、256、257ページにお戻り願います。

歳入の主なものでございますが、第1款国民健康保険税10億3,710万1,000円につきましては、税率を前年度から据え置き、被保険者数を1万800人、前年比で申しますとマイナス600人と見込みまして算出した金額を計上いたしております。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、財政主体の岡山県から被保険者への保険給付に対して交付されるものでございまして、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、特定健診、特定保健指導等に要する経費や医療費適正化対策、国民健康保険税の収納対策などに交付されるものでございます。

258、259ページをお開き願います。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、国の定める制度に基づき説明欄に記載のとおり一般会計から繰入を行うものでありまして、同款第2項基金繰入金は、歳入の財源不足を補うため国民健康保険事業基金からの繰入見込額を計上いたしております。

第12款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は国民健康保険税に係る延滞金でございまして、第4項雑入につきましては、次ページにわたり記載しておりますが、第5目一般被保険者等第三者

納付金の第三者行為、総社市の国民健康保険加入者に他者が与えた保険給付上の損害ということでございますが、そちらに基づく損害賠償納付金が主なものでございます。

予算書の249ページにお戻り願います。

第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めております。

また、第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出の各項の間における経費を流用できる場合について定めているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。約10分間。

休憩 午前11時4分

再開 午前11時13分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号 令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 議案第26号 令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、予算書の279ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,000万円と定めようとするものでございます。

それでは、主なものにつきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、288ページ、289ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては事業運営に係る管理経費で

ございまして、第1節報酬から第4節共済費までは職員3名及び会計年度任用職員1名の人件費でございます。第11節役務費につきましては資格確認書や保険料納入通知書の発送に係る郵券料でございまして、第12節委託料につきましては制度改正に伴う電算システム改修のための委託料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、電算事務処理に係る総社市の基幹システム使用負担金でございます。

同款第2項徴収費につきましては、第10節の需用費の保険料納入通知書などの印刷製本費が主なものでございまして、第18節負担金、補助及び交付金は保険料の負担の公平を図るため新たに滞納金の徴収を岡山市市町村税整理組合に依頼するための負担金でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、収納した保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて、後期高齢者医療制度の保険者であります後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金につきましては、被保険者に係る過年度分の保険料の還付金等でございます。

1枚お開きいただきまして、290、291ページでございます。

第4款予備費につきましては、予算調製によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、286、287ページにお戻り願います。

歳入の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者を600人増の1万2,000人と見込み、現年度分保険料と滞納繰越分を合わせまして9億4,077万円を計上いたしております。

第4款繰入金につきましては、人件費等に係る事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を国の定める制度に基づきまして一般会計から繰り入れるものでございます。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料に還付金等が生じた場合の保険者である後期高齢者医療広域連合からの収入でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第27号 令和7年度総社市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 議案第27号 令和7年度総社市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の297ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,400万円と定めようとするものでございます。

主な内容につきまして便宜歳出から御説明をいたしますので、310、311ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費7,010万2,000円につきましては長寿介護課職員の人件費が主なもので、第2目連合会負担金59万6,000円は岡山県国民健康保険団体連合会事務処理負担金でございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費446万円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費2,522万7,000円の主なものは、介護認定審査会委員報酬でございます。

次ページ、312、313ページをお開き願います。

第2目認定調査等費4,743万9,000円は、介護認定調査員に係る人件費や第11節役務費のうち手数料として主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

第5項運営協議会費42万円の主なものは、介護保険運営協議会委員報酬でございます。

第2款保険給付費につきましては、第9期介護保険事業計画を基に令和6年度支払実績から推計値などを用いて予算計上いたしております。

第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費から、次ページ、314、315ページ、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの58億9,260万4,000円は、要介護1から要介護5の方の介護サービス費用でございます。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費から、次ページ、316、317ページ、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの3億6,100万3,000円は、要支援1と要支援2の方の介護予防サービス費用でございます。

第3項その他諸費800万円は、岡山県国民健康保険団体連合会に支払う介護サービス費等の審査支払手数料でございます。

第4項高額介護サービス等費1億3,270万円は、介護サービス利用者の1箇月の負担額が上限を

超えた場合に償還支給するものでございます。

第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費から第4目特定入所者介護予防サービス費までの1億2,070万2,000円は、低所得者の施設入所者に対して食費及び居住費等を補足的に給付するものでございます。

次ページ、318、319ページをお開き願います。

第6項高額医療合算介護サービス等費2,460万円は、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、基準額の上限を超えた場合支給するものでございます。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子積立てでございます。

第5款地域支援事業費、第2項介護予防・生活支援サービス事業費1億9,250万円につきまして、第1目は主に総合事業対象者などのサービス費用で、第4目は介護予防プラン作成に係る費用でございます。

第3項一般介護予防事業費1,560万8,000円につきましては、第12節委託料のうち地域包括支援センターに委託する高齢者把握事業が主なものでございます。

次ページ、320、321ページをお開き願います。

第5項包括的支援事業・任意事業費、第6目任意事業費1,395万8,000円は、介護給付適正化事業推進員や介護サービス相談員の人件費、成年後見制度利用助成金、位置情報端末装置導入助成金などが主なものです。

第7目在宅医療・介護連携推進事業費60万2,000円は医療と介護の連携を推進する事業で、第9目認知症総合支援事業費は認知症地域支援推進員の人件費や認知症カフェの開設助成金などが主なものでございます。

第10目地域ケア会議推進事業費751万8,000円は、地域ケア会議や地域ケア個別会議に係る経費でございます。

次のページ、322、323ページをお開き願います。

第8項高額介護サービス等費相当事業100万円は、総合事業対象者の1箇月の利用者負担額が上限を超えた場合に支給するものでございます。

第10項その他諸費70万円は、岡山県国民健康保険団体連合会に支払う総合事業費の審査支払手数料でございます。

第6款保健福祉事業費1,063万1,000円は、認知症事故救済制度と重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付対象に係る経費でございます。

第7款公債費32万9,000円につきましては、一時借入をした際の利子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金250万1,000円につきましては、転出、死亡等による過年度における介護保険料の還付金が主なものでございます。

第2項単市地域支援事業費1,842万6,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

次ページ、324、325ページをお開き願います。

第3項繰出金3,258万6,000円につきましては、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金でございます。

第9款予備費430万9,000円は、予算調製によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、304、305ページへお戻り願います。

第1款保険料15億1,713万6,000円につきましては65歳以上の方に納めていただく介護保険料でございます。第3款使用料及び手数料は保険料の督促手数料が主なものでございます。

第4款国庫支出金から第6款県支出金までは、介護給付費に係る国、県等の負担金や地域支援事業に対する交付金でございます。金額は予算書に記載のとおりでございます。

次ページ、306、307ページをお開き願います。

第7款財産収入53万9,000円につきましては、介護給付費準備基金の利子でございます。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金10億7,031万4,000円につきましては、それぞれの制度や基準に従いまして一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるものでございます。

第2項基金繰入金2,056万9,000円は、介護保険料の負担等を抑える目的で介護給付費準備基金から繰り入れるもので、第10款繰越金につきましては、前年度繰越金を受け入れるものでございます。

第11款諸収入のうちページの一番下でございます第5目雑入23万6,000円は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担が主なものでございます。

次に、予算書の297ページにお戻りください。

第2条では、債務負担行為について介護保険事業計画策定委託事業の期間及び限度額を定めようとするものでございます。

第3条では一時借入金の借入限度額を1億円と定め、第4条では保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における流用について定めております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 地域包括ケア会議に関してなんですけれども、調書では458ページになりますが、これは5,900円×15人って書いてありますが、年3回行われてるこのケア会議に15人ということとは、ケア会議が15箇所で行っていると考えてよろしいですか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 頓宮委員からの御質問にお答えします。

地域包括ケア会議の委員報酬15人につきましては、15人で年に2回から3回開催している会議でございます。地域ケア会議というのが3層構造になっておりまして、大きな会議は年に3回行っておりますが、そのほかの第2層の会議体、地域圏域ケア会議等についてはまた別の会議で、年に

三、四回行っております。もう一つ、小地域ケア会議という３層体のまた下の会議がありますけれども、その会議については一、二箇月に１回の開催をしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 小地域ケア会議を行っている箇所数は何箇所ですか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 頓宮委員からの御質問にお答えいたします。

小地域ケア会議の箇所数ですけれども、21地区行っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 これ、ケア会議開催報告書というのは毎回担当課に報告書みたいな形で出されてるんですか、どういう会議を行ったかというのを。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 頓宮委員からの再度の御質問にお答えいたします。

地域圏域ケア会議と小地域ケア会議につきましては、会議ごとに報告書は挙がっております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書の414ページ、第１款総務費、第３項介護認定審査員会費、第２目認定調査等費、認定調査等費の会計年度任用職員報酬、令和６年度は７人だったんですけど、今回は８人になっている。認定調査の方がどのぐらい増えましたか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 村木委員からの御質問にお答えします。

認定調査は月に300件近く調査しております。７人から８人への予算計上としておりますが、現在７人が調査をしております、１日２件、３件と多くの件数を調査することになったので、来年度において１人増員を予定しているところでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 次、予算書306ページで、第９款繰入金の第２項基金繰入金、第１目介護給付費準備基金繰入金ですが、今回基金は2,050万9,000円を繰り入れたという予算になってますが、昨年度は繰り入れのない予算だったんですが、サービス給付は保険料で賄えないということですか。

また、総社市の保険料の水準は、県内他市と比較してどうですか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 村木委員からの御質問にお答えします。

基金繰入金でございますけれども、介護保険料を増額したところでございますが、介護給付費の

増加傾向から基金に繰り入れをしようとするものでございます。

それから、もう一つの御質問で介護保険料の基準額につきましてですが、県内では真ん中辺り、基準額相当、県内の平均と認識しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時37分